

京都市物品会計規則の一部を改正する規則を公布する。

平成22年4月30日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 2 号

京都市物品会計規則の一部を改正する規則

京都市物品会計規則の一部を次のように改正する。

別表第1上下水道局の項中「総務部地域事業課長」を「技術監理室地域事業課長」に改める。

別表第2行財政局の項中「服務監察係長」を「業務監察係長」に改め、同表保健福祉局の項中「衛生公害研究所」を「衛生環境研究所」に改め、同表上下水道局の項中「総務部」を「技術監理室」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第2行財政局の項の改正規定は、平成22年5月1日から施行する。

(会計室)